

～遊漁船業者変更届出書類一覧～

1. 遊漁船業者変更届
2. 1に加え、変更事項ごとに以下の書類が必要です。
1. 遊漁船業者の名称及び住所の変更
① 遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
② 個人の場合は住民票妙本またはこれに代わる書面 (運転免許証や健康保険証等の写し)
③ 法人の場合は登記簿謄本
2. 営業所の名称及び所在地の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。)
① 遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
② 登記簿謄本
3. 遊漁船の変更、追加
① 遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
② 船舶検査証書の写し(※裏面の記載がある場合は、裏面の写しも必要)
③ 損害賠償保険の保険証券の写し等
4. 法人役員の変更
① 遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
② 登記簿謄本
③ 新たに役員となった者に係る住民票の妙本またはこれに代わる書面 (運転免許証や健康保険証等の写し)
④ 誓約書(様式第2号)
5. 未成年者の法定代理人の氏名及び住所の変更
① 遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
② 新たに法定代理人となった者に係る住民票の妙本またはこれに代わる書面 (運転免許証や健康保険証等の写し)
③ 誓約書(様式第2号)
6. 遊漁船業務主任者の氏名の変更、追加
① 遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
② 新たに選任された遊漁船業務主任者に係る住民票の妙本またはこれに代わる書面(運転免許証や健康保険証等の写し)
③ 海技免状又は小型船舶操縦士免許の写し
④ 遊漁船業務主任者の実務経験または実務検証を証する書面(様式第3号)
⑤ 遊漁船業務主任者を養成するための講習会を受講したことを証する修了証明書の写し
⑥ 誓約書(様式第3号の2)
7. 損害賠償の内容の変更
① 遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
② 船舶検査証書の写し(※裏面の記載がある場合は、裏面の写しも必要)
③ 損害賠償保険の保険証券の写し等